

○茨城県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

平成18年7月31日
公安委員会規則第12号

〔沿革〕 平成28年3月公安委員会規則第1号、令和2年1月第1号、3年5月第7号改正

茨城県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

茨城県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第6条及び第7条の規定並びに国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条の規定並びに茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年茨城県条例第9号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づき、又は準じて、他の規則に特別の定めのあるもののほか、茨城県公安委員会、茨城県警察本部長又は警察署長（以下「公安委員会等」という。）が所管する事務に係る手続等について、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子証明書 申請等を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(手続等の告示)

第3条 公安委員会等は、この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

4条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、公安委員会等の定めるところにより、次に掲げる事項を法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信して申請等を行わなければならない。

- (1) 公安委員会等が指定する様式に記録すべき事項
 - (2) 当該申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げるものを除く。）
- 2 前項に規定する入力又は送信は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に公安委員会等から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能（公安委員会等からプログラムを付与される場合に限る。）を備えた電子計算機を使用して行わなければならない。
- 3 第1項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定により登記官が作成した電子証明書
 - (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会等の定める電子証明書
- 4 法令又は条例等の規定により書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等を行うときは、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。
- 5 前項の書面等以外の有体物は、公安委員会等の定めるところにより、法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等を行った日から公安委員会等の定める期限までに提出しなければならない。
- 6 法令又は条例等の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき又は記載されている事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項が入力し、又は送信されたものとみなす。
- 7 公安委員会等は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力し、又は送信する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について定めた法令又は条例等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項を入力し、又は送信することを要しないものとしてすることができる。
- (1) 申請等を行う者に係る第3項第1号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る登記簿の謄本若しくは抄本又は印鑑証明書に記載された事項
 - (2) 申請等を行う者に係る第3項第2号に掲げる署名用電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る住民票の写し又は印鑑証明書に記載された事項
 - (3) 電気通信回線を使用して公安委員会等に登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報をいう。）の利用を依頼するとき 当該登記情報に係る登記簿の謄本又は抄本に記載された事項

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第5条 公安委員会等は、法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用した申請等に対する処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求める場合を除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 2 公安委員会等は、前項に規定する場合を除き、処分通知等を受けるべき者が電子情報処理組織を使用した処分通知等を受けることを公安委員会等の定める方法により申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 3 公安委員会等は、前2項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等について書面等に記載すべきこととされている事項を、法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
- 4 公安委員会等は、処分通知等を受けるべき者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから24時間以内に記録しない場合その他公安委員会等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

- 第6条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該縦覧を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

- 第7条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る情報を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって記録する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

- 第8条 法第6条第4項又は情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第4条第3項各号のいずれかに該当するものを当該申請等と併せて送信する措置とする。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 法第7条第4項又は情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子

証明書であつて、公安委員会等の定めるものを当該処分通知等と併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置とする。

- 3 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、公安委員会等の定めるものを添付する措置とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合)

第9条 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

(その他の手続等)

第10条 公安委員会等に係る手続等(法第6条若しくは第7条又は情報通信技術利用条例第3条から第6条までのいずれかの規定の適用を受けるものを除く。)に関し、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、第4条から第7条までの規定の例によることができる。

附 則

この規則は、平成18年8月3日から施行する。

附 則 (平成28年3月17日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年1月16日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年5月27日公安委員会規則第7号)

この規則は、令和3年6月1日から施行する。